

兵庫県弓道連盟 全日本弓道選手権大会選手選考規則

(目的)

第1条 この規則は、全日本弓道選手権大会（以下「本大会」という。）に出場する選手の公正かつ公平な選考を行なうための基準および手続き等を定めることを目的とする。

(全日本選手権大会選手の参加資格)

第2条 兵庫県弓道連盟（以下「本連盟」という。）は、弓道の最高峰に位置づけられる本大会に相応しい実力のある選手を決定するための選考を実施するものとし、その参加資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本連盟の会員であること。
- (2) 本大会実施要項に基づく参加資格、参加条件を満たす者。
- (3) 本大会候補選手選考後において本連盟が実施する強化練習、強化合宿等（以下「強化練習等」という。）、近畿地域弓道連合会が実施する近畿地域予選会および本大会に参加できること。

(選考方法)

第3条 候補選手および選手の選考は、前条に規定する参加資格を満たし、本大会出場の意向を持つ者を対象に、本大会候補選手選考会（以下「選考会」という。）および強化練習等を実施して、行うものとする。

- (1) 選考会
選考会は毎年4月頃に開催し、その成績により男女それぞれ5名程度を選考する。
- (2) 強化練習等
前号の選考会で選考された者を対象に強化練習等を開催し、本大会および近畿地域予選会実施要項による参加可能人数を選考する。

(選考基準)

第4条 候補選手および選手の選考にあたっては、次条に定める選考委員会において、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行なう。

- (1) 選考会および強化練習等における成績
- (2) 競技における射形、射術、体配、的中など技術面の評価
- (3) 射品、射格などの精神面の評価
- (4) 近畿地域予選会および本大会での入賞の可能性
- (5) 本連盟の規約に照らして、兵庫県の選手として品位を損なわないこと

(選考委員会)

第5条 候補選手および選手の選考は、選考委員会により行なう。

- 2 選考委員会は、本連盟の会長、副会長および会長が指名する本連盟役員により構成するものとする。
- 3 選考委員会においては、前条の選考基準をもとに、総合的に判断して、男子および女子の選手を選考し、兵庫県代表選手として決定する。
- 4 選考委員会は、前項により決定された者が兵庫県弓道連盟倫理規程に違反していることが判明した場合は、選手の決定を取り消す等の措置を取ることができる。

(欠員等の補充等)

第6条 選手の決定後に選手が欠員となり、補充が可能な場合、改めて選考委員会を開催し、補充する選手を選考、決定する。

(その他)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会及び評議員会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、令和6年4月6日から施行する。